

市内事業者事業刷新支援事業 よくあるご質問

	質問事項	回答
Q1	事業実施に必要な物品等のリース・レンタルに係る経費（使用料及び賃借料について）を年間で契約した場合、全額、補助対象経費として認められますか？	補助対象となるのは事業実施期間に要した経費に限ります。よって、交付決定日から事業完了日までに発生した部分が経費として認められます。
Q2	事務所の家賃や、それにかかる保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費は、補助対象経費として認められますか？	補助対象経費として認められません。
Q3	他の補助事業との併用は可能ですか。	原則、同一事業内容で国や県等の他補助金等の交付を併用することはできません。
Q4	審査会でのプレゼンテーションはコンサルタントが行うことは可能ですか？	問題ありません。 可能であれば申請事業者も同席をお願いします。
Q5	補助金交付決定後の事業計画期間において、事業を中止（廃止）する場合、必要な手続きはありますか？	事業を中止（廃止）しようとする場合には、「様式 第5 市内事業者事業刷新支援事業補助金事業廃止承認申請書」を提出していただいております。（※ご提出前に事前にご連絡ください）
Q6	補助金を事業完了前にもらうことは可能ですか？ 可能な場合上限額はいくらですか？	事前に概算交付が可能です。 その場合、上限額は交付決定額の1/2以内で事前に概算交付することが可能です。